

雇用ジャーナル

ハローワーク郡山
LINEアカウント



令和7年12月号

ハローワーク郡山

〒963-8609 郡山市方八町2-1-26
TEL024-942-8609

福島労働局職業安定部・ハローワーク
公式マスクキャラクター「福まる」

雇用の動き (令和7年10月内容)

管内の雇用失業情勢は、月間有効求人倍率は、1.60倍と前月比で0.01ポイント増加、前年同月比で0.07ポイント増加した。平成24年6月から161ヶ月連続で1倍を超えており、新規求人倍率は、2.95倍と前月比で0.12ポイント増加、前年同月比では0.19ポイント低下している。

1 福島県と全国の有効求人倍率の動向

	令和7年10月	令和7年9月	令和6年10月	前月比	前年同月比
● 全国(季節調整値)	1.18 倍	1.20 倍	1.25 倍	▲ 0.02 ポイント	▲ 0.07 ポイント
● 福島県(季節調整値)	1.22 倍	1.26 倍	1.25 倍	▲ 0.04 ポイント	▲ 0.03 ポイント
● 郡山地域	1.60 倍	1.59 倍	1.53 倍	0.01 ポイント	0.07 ポイント
● 完全失業率(全国)	2.6 %	2.6 %	2.5 %	0.00 ポイント	0.10 ポイント

2 主要指標(学卒を除きパートを含む)

● 新規求職申込件数	1,312 件	1,216 件	1,328 件	7.9 %	▲ 1.2 %
● 新規求人件数	3,867 人	3,447 人	4,173 人	12.2 %	▲ 7.3 %
うち正社員	1,753 人	1,679 人	2,058 人	4.4 %	▲ 14.8 %
● 有効求職者数	6,232 人	6,263 人	6,064 人	▲ 0.5 %	2.8 %
● 有効求人件数	9,964 人	9,930 人	9,275 人	0.3 %	7.4 %
うち正社員	4,965 人	4,868 人	4,709 人	2.0 %	5.4 %
● 新規求人倍率	2.95 倍	2.83 倍	3.14 倍	0.12 ポイント	▲ 0.19 ポイント
● 有効求人倍率	1.60 倍	1.59 倍	1.53 倍	0.01 ポイント	0.07 ポイント
● 有効求人倍率(正社員分)	1.27 倍	1.26 倍	1.21 倍	0.01 ポイント	0.06 ポイント
● 就職件数	332 件	332 件	352 件	0.0 %	▲ 5.7 %

3 雇用保険業務取扱状況

適用	●適用事業所数	7,562 事業所	7,562 事業所	7,657 事業所	0.0 %	▲ 1.2 %
	●被保険者数	148,351 人	148,775 人	150,851 人	▲ 0.3 %	▲ 1.7 %
	●資格取得者数	1,971 人	1,822 人	2,430 人	8.2 %	▲ 18.9 %
	●資格喪失者数	2,373 人	2,402 人	2,696 人	▲ 1.2 %	▲ 12.0 %
	うち事業主都合	57 人	54 人	122 人	5.6 %	▲ 53.3 %
	●離職票交付枚数	1,522 枚	1,228 枚	1,523 枚	23.9 %	▲ 0.1 %
給付	●受給資格決定件数	342 件	336 件	402 件	1.8 %	▲ 14.9 %
	●初回受給者数	325 人	328 人	319 人	▲ 0.9 %	1.9 %
	●受給者実人員	1,582 人	1,636 人	1,486 人	▲ 3.3 %	6.5 %
	●支給総額	222,547 千円	229,899 千円	216,899 千円	▲ 3.2 %	2.6 %

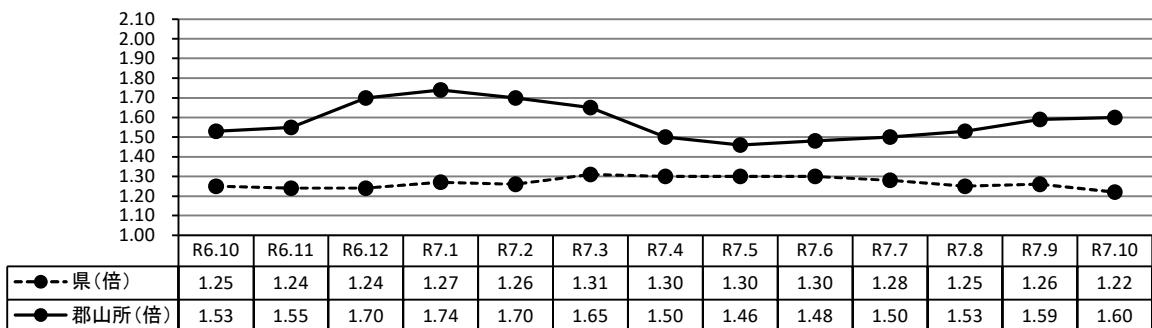
4 就業地別有効求人数

● 郡山市	7,957 人	7,776 人	7,980 人	2.3 %	▲ 0.3 %
● 田村市	540 人	509 人	549 人	6.1 %	▲ 1.6 %
● 三春町	237 人	248 人	268 人	▲ 4.4 %	▲ 11.6 %
● 小野町	111 人	117 人	122 人	▲ 5.1 %	▲ 9.0 %
合 計	8,845 人	8,650 人	8,919 人	2.3 %	▲ 0.8 %

NO. 1 有効求人倍率の推移

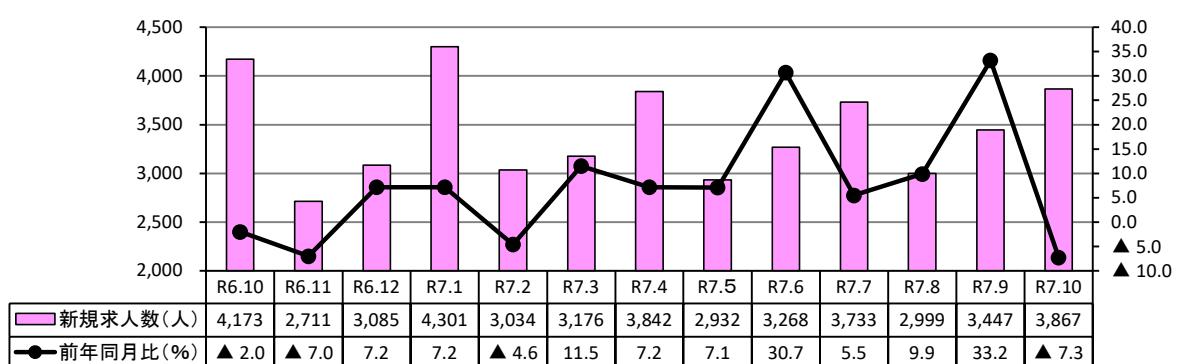
有効求人倍率 前月に比べ0.01ポイント増加

※(注)学卒を除き、パートタイムを含む。県の値は季節調整値。なお令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改定されている。



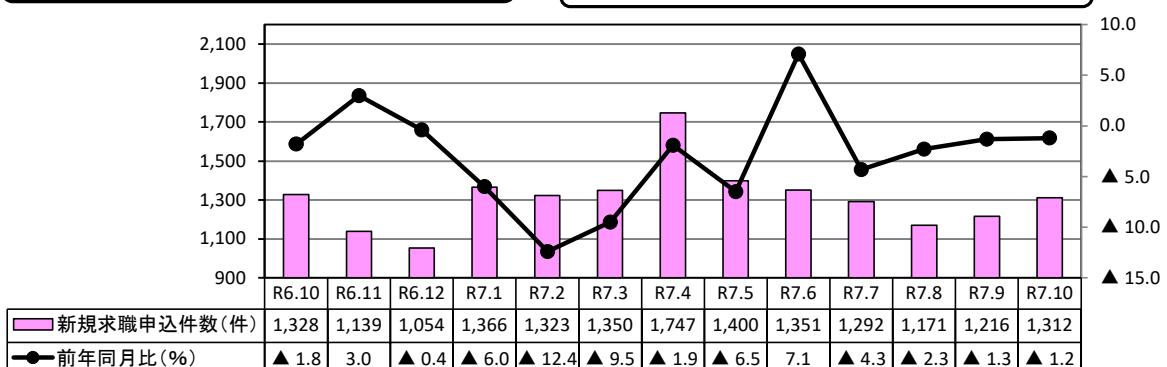
NO. 2 新規求人数の推移

新規求人数 前月に比べ12.2%増加



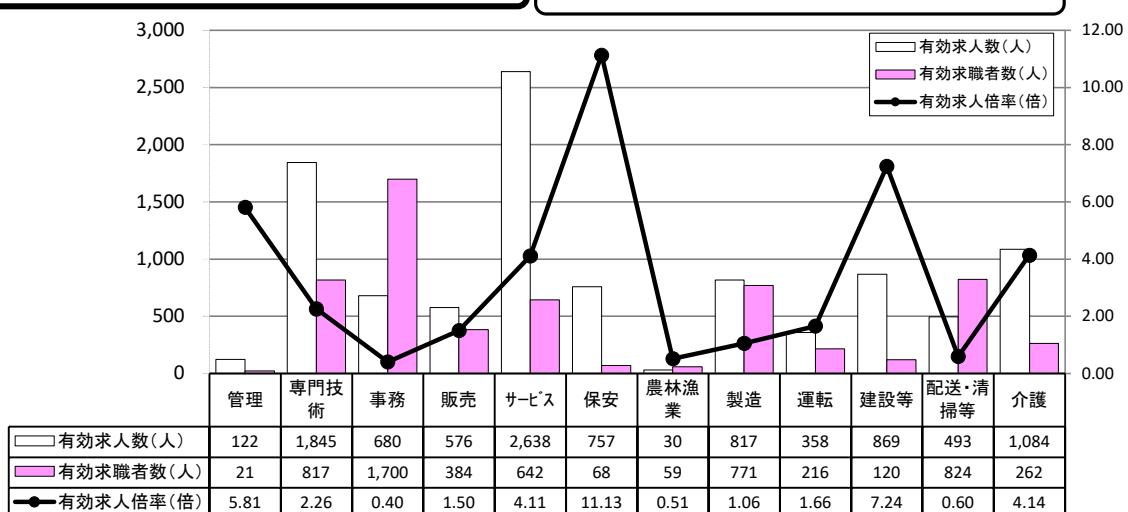
NO. 3 新規求職申込件数の推移

新規求職申込件数 前月に比べ7.9%増加



NO. 4 職業別有効求人倍率(常用)

最高は保安の11.13倍、最低は事務の0.40倍



ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに

福島県 最低賃金

令和8年
1月1日から
時間額

1,033 UP
前年比
78円
円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!



最低賃金に関する
特設サイト

[最低賃金 特設サイト](#) [検索](#)

最低賃金に関する
お問い合わせは
福島労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



[福島労働局](#) [検索](#)

賃金引上げ
特設ページ
賃金引上げに向けた支援策
等を掲載しています。



[賃金引上げ特設ページ](#) [検索](#)

中小企業事業者
の皆さんへ



業務改善
助成金



働く人も、雇う人も。 必ず確認、最低賃金！

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、
働くすべての人に適用されます。確認したい賃金^(※1)と勤務地の
都道府県の最低賃金額(時間額)を比較表に記入して、比較してみましょう！^(※2)

最低賃金額との比較方法

A 時間給の方

$$\text{時間給} \text{ 円} \geq \text{最低賃金額} \text{ (時間額)} \text{ 円}$$

B 日給の方

$$\text{日給} \text{ 円} \div \text{1日の平均所定労働時間} \text{ 時間} = \text{時間額} \text{ 円} \geq \text{最低賃金額} \text{ (時間額)} \text{ 円}$$

C 月給の方

$$\text{月給} \text{ 円} \div \text{1か月の平均所定労働時間} \text{ 時間} = \text{時間額} \text{ 円} \geq \text{最低賃金額} \text{ (時間額)} \text{ 円}$$

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給) → B の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん！

賃金引上げを支援する
「業務改善助成金」を活用しましょう！

業務改善助成金とは？

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内でも最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら



0120-366-440

業務改善助成金 検索

支給の要件



事業場内最低賃金の
引上げ



引上げ後の
賃金額の支払い



生産性向上に資する
機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

概要を動画で
チェック！



助成金 支給までの流れ



1 交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出



2 交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施



3 実施結果
報告書・
支給申請書を
労働局に提出



4 支給
賃金引上げ等の費用の一部を助成



専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R7.9)